



報道発表資料の配付日時 10月13日 (水) 13時00分

発表項目 (行事名)	「北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）制度」に係るWeb会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、道内の飲食店を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策・実施されている場合に認証する「北海道飲食店感染防止対策認証制度（通称：第三者認証制度）」を実施します。</p> <p>宗谷総合振興局では、本制度の概要・趣旨等を各市町村、稚内商工会議所及び各町村商工会の皆様へご説明するWeb会議を次のとおり開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和3年（2021年）10月15日（金）10:00～</p> <p>2 開催方法 Zoomを活用したオンライン開催 （振興局では宗谷合同庁舎4階大会議室に会場を設置）</p> <p>3 出席者 各市町村、稚内商工会議所、各町村商工会の職員</p> <p>4 議題 「北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）制度」について 説明者：商工労働観光課長</p>		
参考	<p>○ 申請受付の開始時期は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市（試行期間を含む） 9月1日（水）～ ・石狩管内、小樽市、旭川市、函館市 10月15日（金）～ ・その他地域 10月18日の週 <p>○ 認証基準や申請受付、問合せ先は、別紙「チラシ」を参照。</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	○ 本制度について、管内の飲食店の皆様へ広く周知し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をより一層徹底していただくため、積極的な報道にご協力をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	産業振興部商工労働観光課長 日野 広洋 TEL 0162-33-2924		

「北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）制度」に係る Web 会議

次 第

日 時 令和3年（2021年）10月15日（金）10：00～
場 所 オンライン開催（宗谷合同庁舎4階大会議室）

1 開 会

2 議 題

- ・「北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）制度」について
説明者 宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課長 日野 広洋

3 質疑応答

4 閉 会

飲食店における感染防止対策の認証制度 (通称、第三者認証制度)のご案内

道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策実施されている場合に認証する制度を実施します！

- ★ 店舗における感染拡大のリスク低減
- ★ 感染防止対策に取り組んでいることをアピール
- ★ 道HPで認証店舗の公表
- ★ 認証店は、今後の感染状況や国の基本的対処方針の見直し等により、営業時間短縮や酒類提供時間短縮等の制限緩和の要件となる可能性があります



貴店は道が実施する
感染防止対策に係る
認証基準を実践しています。



※認証書のイメージ

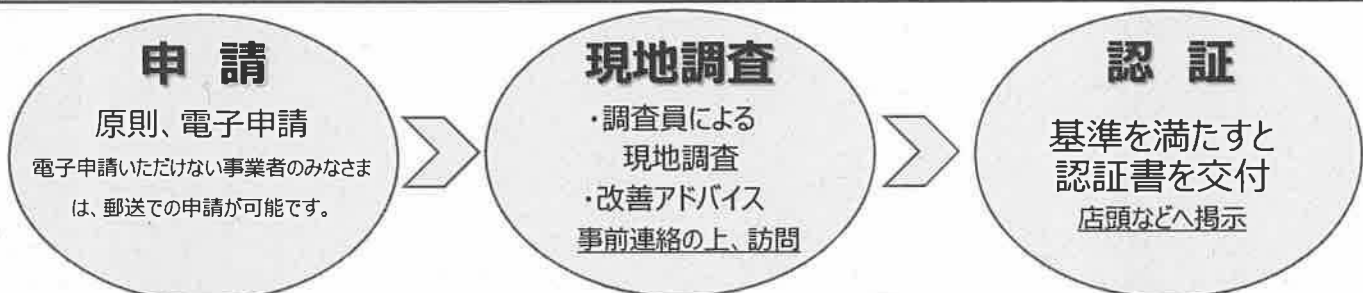
1 対象事業者

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者 ※店舗ごとに申請

- ・札幌市 9/1～
- ・石狩管内、小樽市、旭川市、函館市 10/15～
- ・その他地域 10/18の週

※ 9/1 から受付を開始している「飲食店における感染防止対策の認証(試行)」に申請いただいた事業者の皆様は、改めて申請していただく必要はございません。

2 認証の流れ



3 認証基準

道では国が示す基準を整理・統合し、座席の間隔や換気回数などの認証基準を定めました。裏面に認証基準の一例を掲載しておりますので、ご参照ください。

4 申請受付・お問い合わせ

○申請方法

下記URLより『**電子申請**』で受付

※ 電子申請がご利用いただけない場合には
郵送での申請も可能です

- ・札幌市 9/1～
- ・石狩管内、小樽市、旭川市、函館市 10/15～
- ・その他地域 10/18の週

○お問い合わせ(制度概要・認証基準の内容)

電話 0570-783-816

受付時間 平日9:00～18:00

○ホームページ(制度の詳細や、電子申請の受付)

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/78518.html>

ホームページQRコード



認証基準の概要

1 来店者の感染症予防（8項目）

- 店内入口に消毒設備を設置し、手指消毒を実施。
- 同一テーブルでの配置については、座席の間隔を最低1 m以上確保するまたは、テーブル上にパーティション等を設置。

2 従業員の感染症予防（5項目）

- 濃厚接触者として判断された従業員等は就業を禁止。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、対面での食事や会話を避けること。

3 施設・設備の衛生管理の徹底（4項目）

- 換気設備により必要換気量を確保。換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

4 感染者発生に備えた対処方針（2項目）

- 感染者が施設を利用していた場合や施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じる。

5 推奨項目（9項目）

- 施設は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度などを定めたチェックリストを作成。